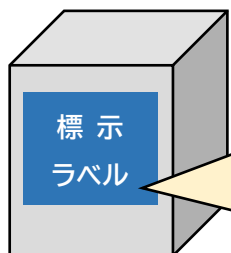




危険物の無許可貯蔵・取扱いは法令違反です。

危険物って何？

ガソリン、灯油、アルコール、塗料などが危険物に該当します。火災や爆発の危険性があります。



危険物が入っている容器には表示が義務付けられています。

許可がいるの？

保管量	規制内容	申請先
指定数量以上	「許可」が必要	消防本部 予防課
指定数量の 5分の1以上	「届出」が必要	管轄消防署

指定数量とは？

消防法では、危険物ごとに指定数量が決められています

種 別	品 名	指定数量	性 質	品 名
第4類	第1石油類	200L	非水溶性	ガソリン・塗料・シンナー
	アルコール類	400L		メタノール・エタノール
	第2石油類	1,000L	非水溶性	灯油・軽油・塗料類・シンナー
	第3石油類	2,000L	非水溶性	重油・クレオソート油

危険物の適正な貯蔵・取扱いを！

貯蔵・取扱う危険物が指定数量以上になる場合は、許可を受ける必要があります。また、指定数量の5分の1以上であれば、少量危険物となり、新居浜市火災予防条例で規制され、届出が必要になります。



お問い合わせ先

新居浜市消防本部 予防課 危険物係
TEL:0897-65-1342(直通)